

佐渡市奨学金 所得要件(高校)

申込者の保護者(父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人)の1年間の「認定所得金額」が「所得基準額」以下であること。

1 認定所得金額

以下の(1)の「所得金額」から(2)の「特別控除額」を差し引いた金額を認定所得金額とする。

(1)所得金額

ア 紙与所得等の場合

下表により年間総収入金額から所得金額を計算する。

なお、年間総収入金額は、紙与収入(所得・課税・扶養証明書記載の紙与収入)、失業給付、年金収入の合計額とする。

年間総収入金額(1万円未満切捨て)	所得金額(1万円未満切捨て)
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	年間総収入金額 × 0.8 - 263万円
401万円以上878万円以下の場合	年間総収入金額 × 0.7 - 223万円
879万円以上の場合	年間総収入金額 - 486万円

イ 前記ア以外の所得の場合

所得・課税・扶養証明書記載の所得額を所得金額とする。(1万円未満切捨て)

なお、所得額がマイナスである場合、所得金額は0円とする。

(2)特別控除額

次ページの「特別控除額表」のとおり

2 所得基準額

世帯人数	所得基準額	備考
2人	229万円	・世帯人数とは、同居別居にかかわらず、申込者と生計が同じ人(同一生計)の人数であり、独立していて別生計にある兄弟姉妹・祖父母などは含めない。
3人	264万円	
4人	286万円	
5人	307万円	・世帯人数が8人を超える場合は、1人増すごとに16万円を加算する。
6人	325万円	
7人	341万円	
8人	357万円	

特別控除額表

		特別控除額		
就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人あたり) ※本人を含む		本人分控除 28万円		
※対象外 予備校、各種学校、防衛大学校、海上保安大学校、職業訓練校、専修学校一般課程等		小学校 8万円		
		中学校 16万円		
			自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国・公立 28万円	47万円
			私立 41万円	60万円
		高等専門学校	国・公立 36万円	55万円
			私立 60万円	80万円
		大学・短大	国・公立 59万円	102万円
			私立 101万円	144万円
母子・父子世帯		49万円		
障害のある人のいる世帯		障害のある人1人につき 86万円		
長期療養者のいる世帯		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額 診療代、治療代、医薬品代等に限り、 <u>食費等は対象としない。</u>		
主たる家計維持者が別居している世帯		別居のため特別に支出している年間金額(71万円を限度とする) 住居費、光熱水費等に限り、 <u>交通費、食費等は対象としない。</u>		
災害、風水害、盗難等の被害を受けた世帯		日常生活を営むために必要な資材又は、生活費を得るための基本な生産手段(田、畠、店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額		

※該当する控除事由が2つ以上ある場合は、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。